

重点地区における空家等実態調査について

1 調査地区の選定

○府中町飛屋町内会

【 選定理由 】

空家等対策計画を策定する前から、市に対し空家等対策の取り組み推進の意見を述べられており、計画策定時にはヒアリングによる実情調査にご協力いただいている。平成 27 年度の空き家実態調査では、調査員への情報提供も行っており、また平成 28 年度には、町内会を地縁団体として申請・認可もされており、現在の地区内（飛屋町内会）の居住状況について詳しく把握されている。そして、地区内には 4 m を超える道路がバス道路しかないため、建替え等も難しく、空家が発生する基礎的要因を抱えている。

このため、重点地区として調査を行うためのモデルケースとして適しているため、選定を行うものとする。

2 調査内容

(1) 空家調査

地区内の全戸について、居住か空家かの判断を目視のみならず、訪問及び町内会の情報により判定し、空家等に該当するかどうかの調査を行う。

(2) 所有者調査

(1) 空家調査によって空家等と判断された建築物において、町内会の情報及び税務情報により所有者等の調査を行う。

(3) 意向調査

(2) 所有者調査により判明した所有者に空家等の意向調査を行う。調査内容は、
①空家を今後どうするか→予定あり、なし、処分したい
②この意向を宅建協会やNPO法人等へ情報提供してよいか
などの確認を行い、承諾を得た場合は情報提供を行う。

(4) 総合的な市街地の整備

(3) 意向調査を基に、
①町内会で集会所や広場等の用途として活用し管理していくものがあるかどうか
②狭あいな道路と空家の敷地を合わせて、面的に整備できるかどうか
などの事項について検討し、町内会、宅建協会やNPO法人等と協力し、総合的な市街地の整備を行う。

※ (3) 意向調査までは重点地区の標準的な調査項目とし、(4) 総合的な市街地の整備は活用できそうな案件がある場合に積極的に行う。

飛屋町内会区域図

